

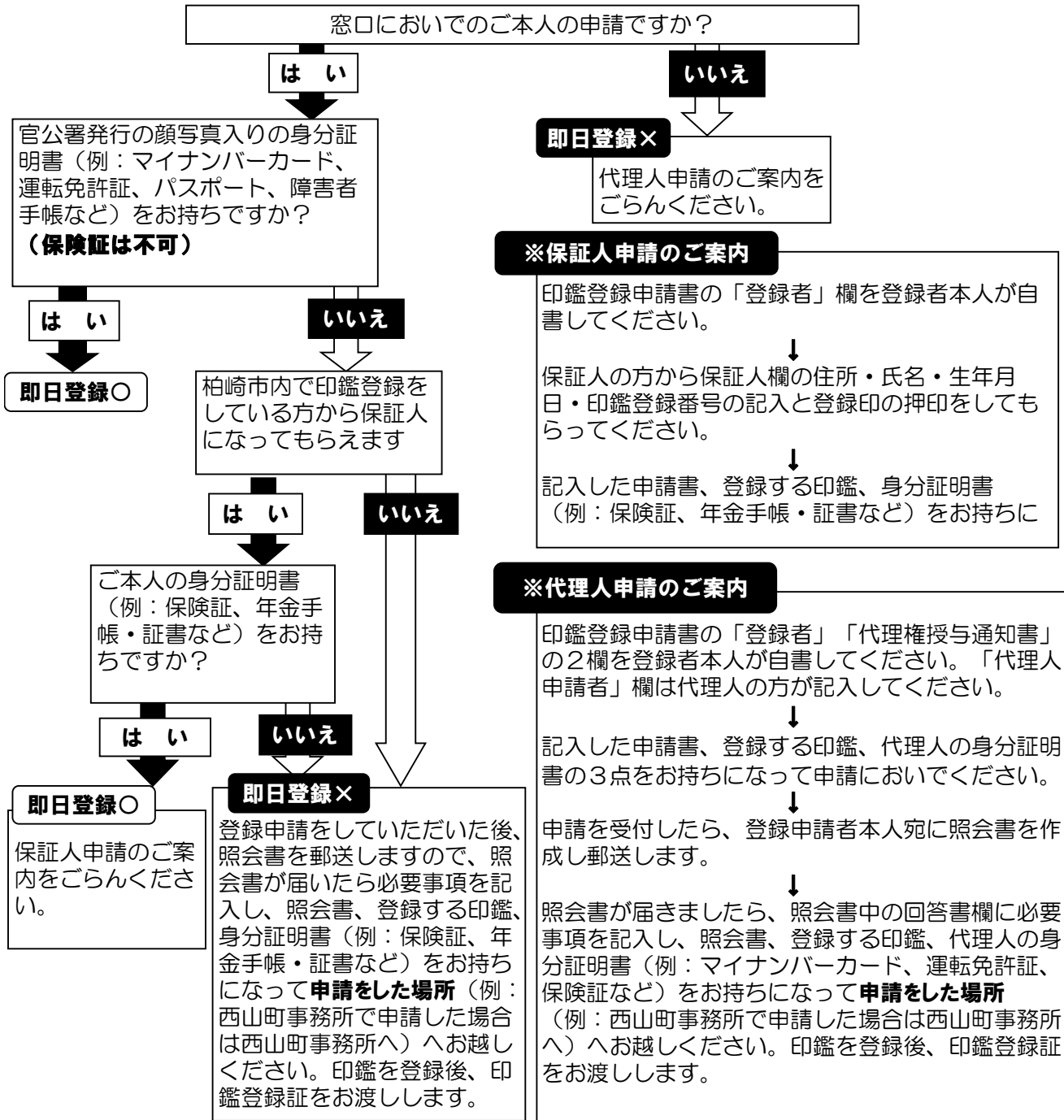
印鑑登録のご案内

登録のできる方

- 柏崎市に住所のある15歳以上の方（外国籍住民含む）

注1: 成年被後見人の方は必要書類が整えば、登録可能です。

※ただし、15歳以上の方でも意思能力を有しない者（注1）は登録できません。



登録申請のできる場所	柏崎市役所市民課 西山町事務所 高柳町事務所
登録できる時間	月～金曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00 （本庁のみ）
登録できない印鑑	I 大きさ8mm以上25mm以下に該当しないもの II 氏名以外のものを併せて表している印 III 輪郭がない印 IV 印章そのものを逆に刻印した印（凹凸が逆になっている印） V 変形しやすい材質のもの VI 他人が登録している印、欠けている印、三文判など 実印として適当でないもの
登録手数料	300円

お問い合わせ 市民課市民窓口係 TEL21-2200(直通)
shimin@city.kashiwazaki.lg.jp